



令和3年4月23日
三次市議会全員協議会提出資料
教育委員会（学校教育課）

小中一貫教育の充実

コミュニティ・スクールの導入について

1 はじめに

これからの中学校は、社会総掛かりで教育を実現する上で、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一緒に子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要であると言われています。

平成29年3月に社会教育法が改正され、地域住民その他の関係者が積極的に学校と協働して行う活動が円滑かつ効果的に実施されるように、市町村教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備し、普及啓発を行うものと規定されました。

また、平成29年3月地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、「学校運営協議会」の設置が、教育委員会に対して努力義務と課されました。

本市では、平成23年度から「三次市小中一貫教育」を実施し、義務教育9年間の学びや育ちをつながりのあるものとしてとらえ、中学校区の小中学校がめざす目標を共有し、子どもたちの能力や「個性」を引き出し豊かに伸ばすために取り組んできました。

今後は、これまで取り組んできた「三次市小中一貫教育」をさらに充実・発展させ、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育むよう、地域住民等と学校が協働して行う「地域学校協働本部」と保護者代表と地域住民等で組織する「学校運営協議会」の双方が機能することが重要です。

そこで、各中学校区単位でコミュニティ・スクールを導入して、「地域とともにある学校」づくりを推進し、より質の高い学校教育の実現を図っていきます。

2 本市の取組について

(1) 小中一貫教育について

平成23年度から小中学校の9年間のつながりを「縦の一貫教育」とし、義務教育9年間の学びや育ちをつながりのあるものとしてとらえ、中学校区の小中学校がめざす目標を共有し、子どもたちの能力や「個性」を引き出し豊かに伸ばすために取り組んできました。

あわせて学校を支え、学校・家庭・地域が協働して地域ぐるみで取り組むつながりを「横の一貫教育」として、縦・横のつながりのもとで、小学校の教育と中学校の教育のそれぞれのよさをいかし、一人ひとりの子どもたちの確かな成長を支えるとともに、問題点を克服することをめざして取り組んできました。

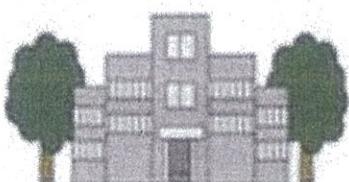
【小中一貫教育の実施形態（一体型、連携型①、連携型②）】

「一体型」

小中の施設等が同一施設・同一敷地内にあることを利用して、小中一貫教育を実施しています。

小学校1年生から中学校3年生までがともに学校生活を送ります。

三良坂中学校区
(みらさか学園)

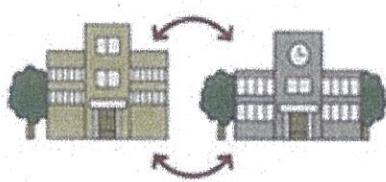


「連携型①」

中学校区内に、隣接または近隣して中学校が1校、小学校が1校あり、緊密な連携により小中一貫教育を実施しています。

教職員や児童生徒が連携・交流して学習や活動を行います。

八次中学校区
君田中学校区
布野中学校区
作木中学校区
三和中学校区

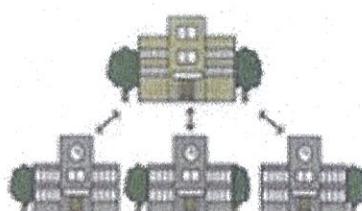


「連携型②」

中学校区内に、中学校が1校、小学校が複数校あり、緊密な連携により小中一貫教育を実施しています。

教職員や児童生徒が連携・交流して学習や活動を行います。

三次中学校区
十日市中学校区
塩町中学校区
川地中学校区
甲奴中学校区
吉舎中学校区



◎ 成 果

○ 児童・生徒

- ・ 同じ中学校区内の小中学校で学習や活動、行事等を合同で行うことで、下級生は上級生に対する憧れの気持ちを強く持てるようになります。また、上級生は、下級生をリードし、下級生から頼られることで、自分には良いところがある等の自己肯定感や、自分の良さを認められている等の自己有用感等が高まり、学習面・生活面の意欲の向上にも繋がっています。
- ・ 小学校の児童は、日頃から中学校の生徒や教職員と一緒に活動や学習を行うことで、中学校生活に対する不安感が軽減し、中学校への進学による学習内容や生活環境の変化に対応できなくなる、いわゆる中1ギャップが減少しています。
- ・ 学校でのきまりや、社会に出た時に守らなければいけないルールを、小中学校で一貫した指導を繰り返すことで、規範意識が向上し、落ち着いて学習や生活ができます。
- ・ 地域のひと・もの・こと等、地域資源等を活用した学びやキャリア教育に小中学校で系統的に取り組むことを通じて、高い志や将来の夢、目標を持つ児童生徒が増えています。

○ 教 職 員

- ・ 児童生徒一人ひとりの状況を共有し、9年間の学びのつながりを意識し、きめ細やかで系統的な指導を行うようになっています。
- ・ 小中学校の教員が、合同の授業参観や研修を通じて、互いの指導内容や指導方法等を学び合ったり、「子どもたちの授業内容」や「課題が見られる分野」等の情報を共有し、授業のすすめ方や教材等の工夫改善を行い、より質の高い授業への充実を図ることで、児童生徒の学力は全国平均を上回り、概ね定着・向上しています。

◎ 課 題

- ・ 近年の核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化等、家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中、学校だけで児童生徒を教育していくことは難しい状況が見られます。

今後は、小中学校と幼稚園や保育所、高等学校との「縦のつながり」や、学校・家庭・地域が協働する「横のつながり」をさらに充実させ、地域ぐるみで児童生徒を育む必要性があると考えます。

(2) 小中一貫教育の更なる充実・発展に向けたコミュニティ・スクール(CS)の導入について

本市ではこれまで行ってきた小中一貫教育の特に「横のつながり（横の一貫教育）」をさらに充実・発展させるためコミュニティ・スクールを導入します。

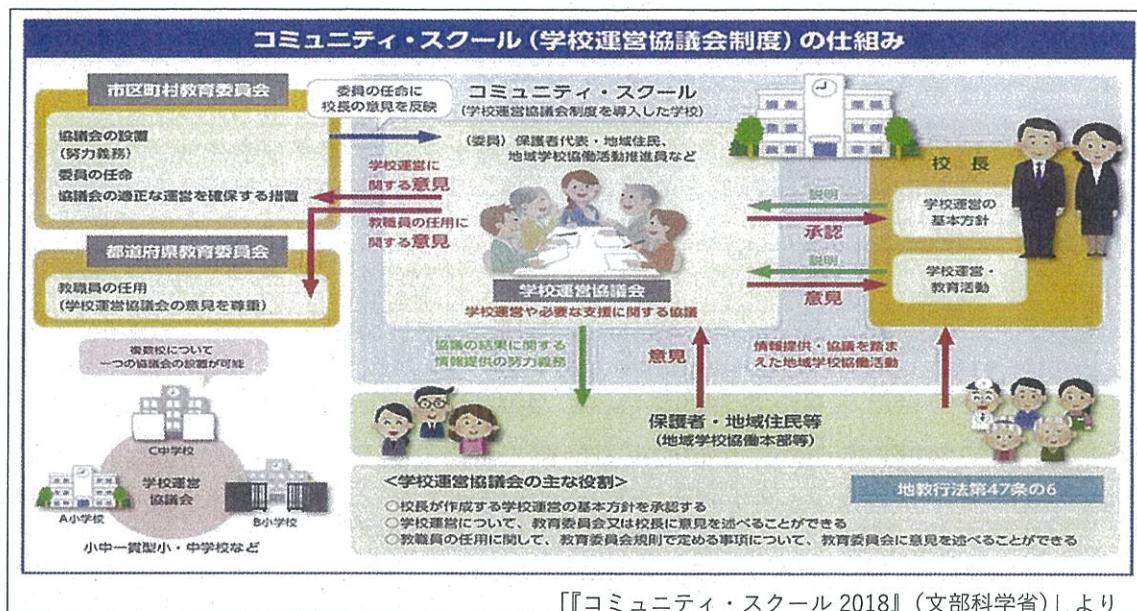
3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

（1）コミュニティ・スクールとは

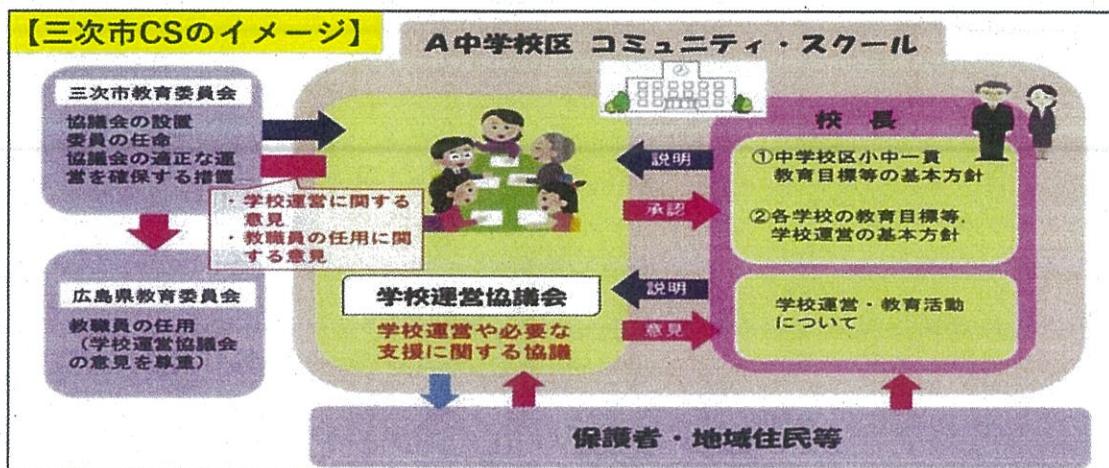
「学校運営協議会」を設置している学校のことです。

「学校運営協議会」とは、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクールは、育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組みです。



本市では、各中学校区単位でコミュニティ・スクールを導入するよう考えています。学校運営の基本方針の承認について、まず、中学校区の代表校長が中学校区の小中一貫教育目標等の基本方針を説明し、学校運営協議会から承認を得て、その後、各学校長から各学校の教育目標等、学校運営の基本方針を説明し、学校運営協議会から承認を得ることとするよう考えています。



(2) コミュニティ・スクールの主な機能

ア 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

- 育てたい子ども像やめざす学校像等に関する学校運営のビジョンを共有します。
- 学校と協議会が対等な立場に立ち、お互いに当事者意識を持って、めざすことろを共有し、協働へつなげていきます。



イ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

- 学校運営協議会は、広く地域住民等の意見を反映させます。
- 学校運営協議会は、合議体として意見を述べることになります。



ウ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

- 学校の課題解決や教育活動の充実のために校内体制の整備充実を図ります。



「『コミュニティ・スクール 2018』(文部科学省)」より

(3) コミュニティ・スクールの導入による効果

コミュニティ・スクールの導入により次のような効果が期待できます。

【子どもたちにとって】

- 学びや体験活動が充実する。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育つ。
- 地域の担い手としての自覚が高まる。
- 防犯・防災等の対策により、安全・安心な生活ができる。

【教職員にとって】

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となる。
- 地域人材を活用した教育活動が充実する。
- 地域の協力により子どもと向き合う時間が確保できる。

【保護者にとって】

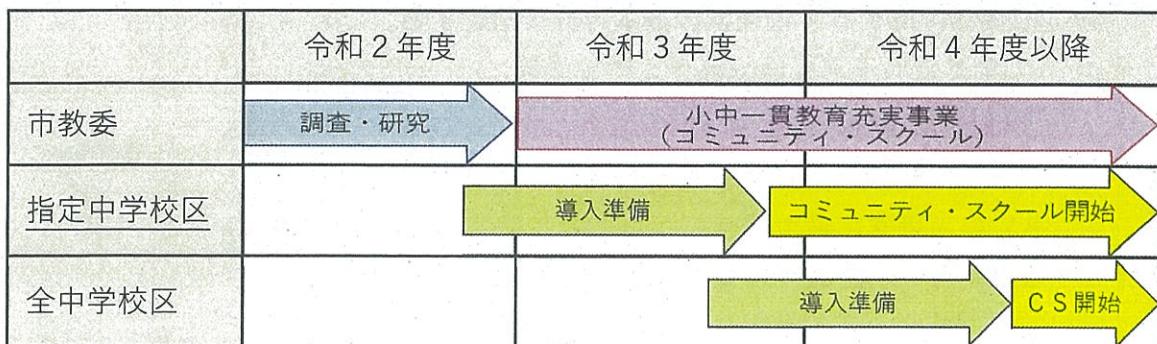
- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれる。
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感がある。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係を構築できる。

【地域の人々にとって】

- 経験を生かすことで、生きがいや自己有用感につながる。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなる。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながる。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができる。

「『コミュニティ・スクールのつくり方』(文部科学省 令和元年10月)」より

(4) コミュニティ・スクールの導入計画（案）



【令和2年度】

令和3年度以降のコミュニティ・スクールの導入に向けて、1中学校区（三次中学校区）を指定中学校区とし調査・研究を行いました。

【令和3年度】

指定中学校区ではコミュニティ・スクール導入・運営についての研修及び学校運営協議会の人選を行う。さらに準備委員会を開催して令和4年度からの実施に向けた準備を行うことで、他校への導入のあり方のモデルとなるようにします。

【令和4年度以降】

モデル中学校区はコミュニティ・スクールを開始し、その他の中学校区へ取組を発信していきます。

その他の中学校区は準備が整い次第、順次、コミュニティ・スクールを導入します。

(5) コミュニティ・スクールの導入によりめざす指標

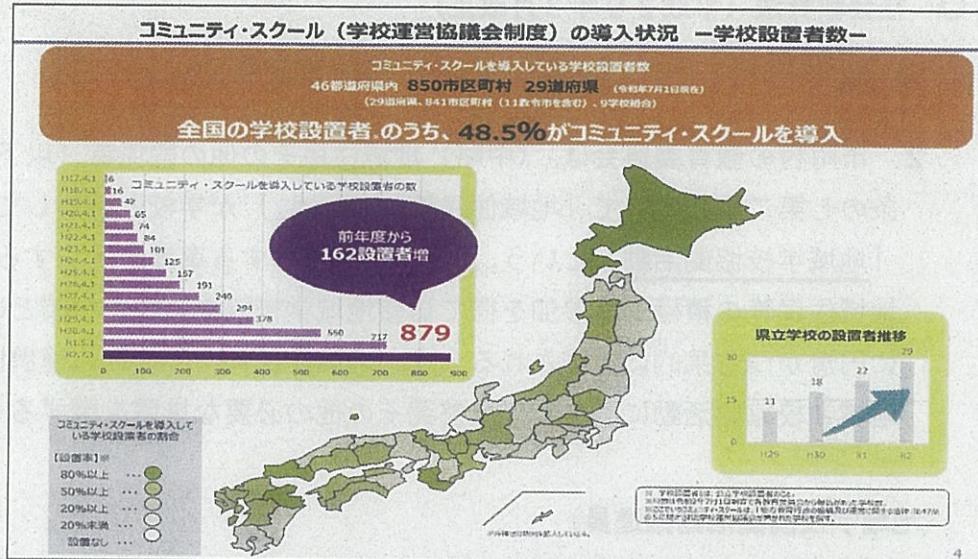
児童・生徒	
・ 各種学力調査における平均正答率等	【75%以上】
・ 各種学力調査における意識調査及び総合質問紙調査における「自己肯定感」への肯定的な回答率	【90%以上】
・ 各種学力調査における意識調査及び総合質問紙調査における「社会参画」への肯定的な回答率	【90%以上】
教職員	
・ 地域・家庭と協働した教育活動を展開している	【75%以上】
・ 地域・家庭との協働による取組は、教育水準の向上に効果がある	【90%以上】

※ 令和4年度から順次中学校区に導入したのち、3年経過した令和7年度におけるめざす指標とします。

資料

コミュニティ・スクール導入の状況

〔全 国〕



〔広島県〕

広島県では、県教育委員会及び12市町教育委員会において導入されている。

広島県教育委員会	広島市教育委員会	竹原市教育委員会	尾道市教育委員会	府中市教育委員会
東広島市教育委員会	庄原市教育委員会	安芸高田市教育委員会	府中町教育委員会	海田町教育委員会
熊野町教育委員会	安芸大田町教育委員会	北広島町教育委員会		

(令和2年7月1日現在)

学校運営協議会に係る関係法令

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年3月改正）

第四節 學校運營協議會

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

地域学校協働活動に係る関係法令

○ 社会教育法（平成29年3月改正）

第5条

2 市町村の教育委員会は、（中略）地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。